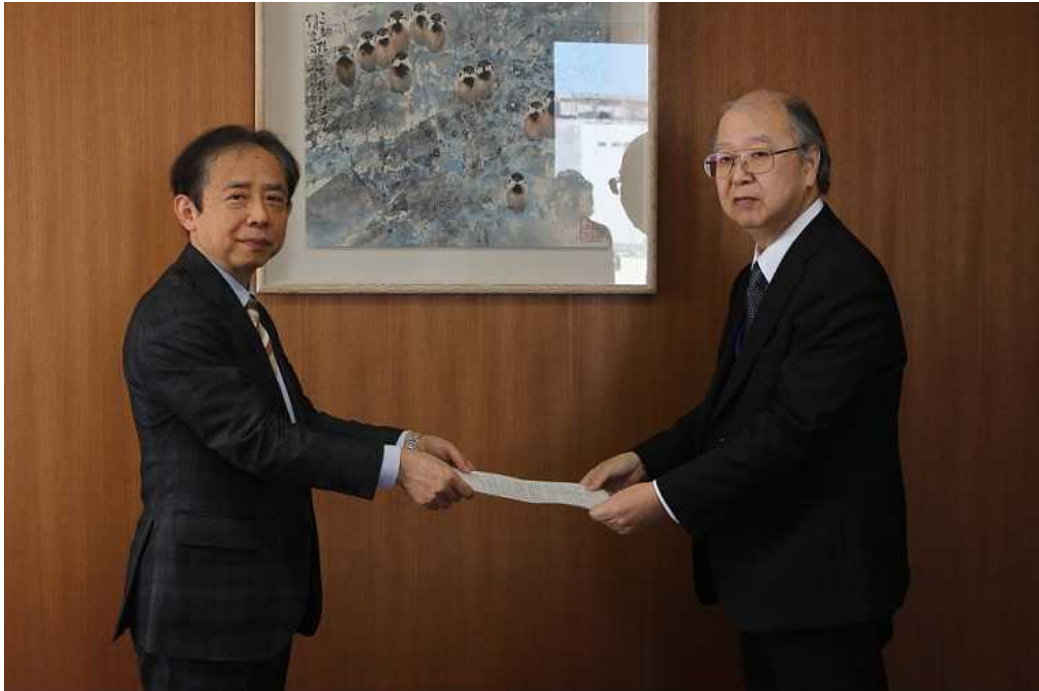


働き方改革関連法の施行に向けた周知啓発を、 茨城労働局長が協力要請を行いました！

平成 31 年 2 月 21 日



茨城労働局 福元局長

一般社団法人茨城県経営者協会澤畑副会長

福元茨城労働局長は一般社団法人茨城県経営者協会に対して、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」）の施行に向けた一層の周知・啓発などへの協力を要請しました。

昨年の 6 月に働き方改革関連法が成立したことに伴い、今年の 4 月 1 日から時間外労働の上限規制や、年次有給休暇の確実な取得をはじめとする各改正事項が、順次施行されます。今回の要請はこれらを踏まえて行ったものです。

茨城労働局では、引き続き「働き方改革関連法」の周知・啓発をしていくことで、その円滑な施行に取り組むこととしています。

茨城労働局雇用環境・均等室
TEL:029-277-8295

「働き方改革」にかかる当局の取組については[こちら](#)